

④ インセンティヴ付与の具体的な方法

省エネルギー推進のための具体的なインセンティヴ付与の方法については、エネルギー関連業務を業務範囲の類型毎に整理する必要がある。

類型1は、エネルギー調達業務を民間事業者の業務範囲とすることから、民間事業者の努力による使用量の削減は自動的にサービス対価に転化されるため、新たにインセンティヴ付与を行わなくてもよい。

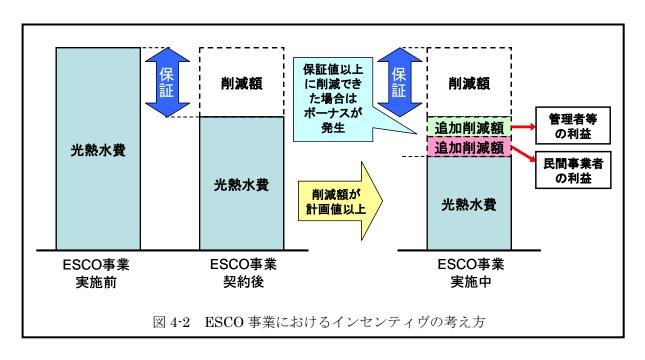
類型 2 は、エネルギー調達業務を含まないため、使用量変動リスクのうち民間が負担 するリスクに相当する部分については、インセンティヴ付与を行うことで、事業期間を 通じより効率的なエネルギーの運用が期待できる。

類型 3 は、エネルギー関連業務を含まないため、モニタリング等でエネルギー使用量に対する分析・提案を課す必要がある。その上で、類型 2 と同様にインセンティヴ付与を行うことが望ましい。類型毎のインセンティヴ付与の内容について、表 4-3 にまとめる。

なお、類型 2 及び 3 におけるインセンティヴ付与の考え方として、ESCO 事業の例が 参考になると考えられる。ESCO 事業では、民間事業者の省エネルギー等に向けた努力 により、事業開始時に民間事業者が保証した金額よりもさらに光熱水費が削減された場 合には、その利益を官民で折半するというものである。これを図 4-2 に示す。

表 4-3 各事業類型のインセンティヴ付与の内容 (例)

事業類型	付与の対象	インセンティヴの内容
【類型 1】	(光熱水費)	・光熱水費を含めることによって自動的に十分
・ 光熱水費を PFI-LCC		なインセンティヴ付与がなされる。
に含める		
【類型 2】	エネルギーマネ	・事業者選定時における審査基準に省エネルギ
・ エネルギーマネジメン	ジメント業務費	ーに関する項目を設け、適切な配点を行う。
トを民間事業者の業務		・民間事業者のエネルギーマネジメントにより
範囲に含める		光熱水費の削減が実現した場合、削減額の一
		部をインセンティヴとしてサービス対価に上
		乗せして支払う。
【類型 3】	運営・維持管理	・事業者選定時における審査基準に省エネルギ
・ エネルギー調達、エネ	業務費	一に関する項目を設け、適切な配点を行う。
ルギーマネジメントと		・民間事業者の業務改善等により光熱水費の削
もに管理者等が実施		減が実現した場合、削減額の一部をインセン
		ティヴとしてサービス対価に上乗せして支払
		う。



また、類型 2 及び類型 3 に共通する LCCO₂/LCC 削減の方策として、小学校冷房化事業の事例に見られるように民間事業者選定時に光熱水費を価格評価に含める等、評価基準等の中に省エネルギーや地球温暖化対策への配慮を盛り込むことが考えられる。具体的な記載内容は次のとおりである。

<小学校冷房化等事業の事例>

◆要求水準書におけるエネルギー関連記載事項の例 小学校の空気調和設備を更新することを目的としており、エネルギーとの関連が大き